

提出された意見の概要と議会改革特別委員会の考え方

| No. | 意見の概要 | 議会改革特別委員会の考え方 |
|---------------|--|---|
| 全体について | | |
| 1 | (基本理念)第3条「公平かつ公正な議論を尽くし、地方自治の本旨の実現を目指す」、(議会の運営及び活動方針)第4条では「区民の多様な意見の反映を図る」「自由かつ活発な討議」「議会が保有する情報の公開、会議の公開及び情報提供の充実により、区民との情報共有を図り、区民に対する説明責任を果たす」とあり、「区民の知る権利を保障」とある。議会を傍聴すると残念なことに居眠り議員がいる。「自由かつ活発な討議」になればこのようなことはあり得ないと、議員の決意を感じる。「区民の知る権利を保障」により、いろいろな情報が区議会の方から積極的に公開されることを期待する。 | ご期待に沿えるよう努めていきます。 |
| 2 | 素案に見られるような条例を策定しても、実現しなければ「絵にかいた餅」。どのように情報を公開し、多様な区民や議員の意見を反映するか、考えてほしい。議員だから条例や規則等を作れる。公明、公正、公平に区政が運営されるように情報を公開してほしい | ご意見を踏まえ情報公開等に努めていきます。 |
| 3 | このように素晴らしい文言がちりばめられた素案が、今までの議会とガラリと違うものであるだけに、文言だけきめれば、それで良いというものではない。日本国憲法に保障された区民である何人も請願し、意見を言い、それを真摯に受けとめ、その意見を反映するようにしてほしい。コロナ禍で収入が減り苦しい生活をしている人が多くなっている。区議報酬は1000万円、区長はもっと多いただろう。公明公正な(いねむりすることなく)活発な討議をしてほしい。この意見書は区民の意見としてどう反映されるのかお知らせ願う。 | 活発な討議等のいただいたご意見は、議員全員に伝え、共有し、議会基本条例の検討にあたっての参考とさせていただきます。 |
| 4 | 私の住む荻窪には、[住民たちと共存できる範囲]をお守り頂けない区議が居る。ポスターと偽り、承諾なしに、立看を無断貼りし続けてきたあげく、弁護士の所に行き、虚偽の説明で弁護士の答えをもらい、[問題提起した住民]を『裁判』にまで巻き込もうとしている。「自分の正当な政治活動が阻害されている」と主張し、住民に危害を加えて、自分の行動(立看の無断貼り)を正当なものにしようとする。被害者の立場を貫き、「事実無根」と、潔白を主張し続ける。作成中の『杉並区議会基本条例』は、理念や抽象的内容にとどまらず、(公職の区議が、地元の住民たちを丸2年もの間苦しめ続けているこの現実を踏まえ)より具体的なものにしてほしい。住民たちと共存できる感性の区議を育ててほしい。区議の質の劣化を防ぐ為、今回の例を参考に対策を練り、この条例に反映させてほしい。区議の行動には厳密さが求められる。ラフで安易なやり方では、まちが混乱する。 | 法令遵守は当然のことです。議員のあり方に関するご意見として、議員全員に伝え、共有させていただきます。 |
| 前文 | | |
| 5 | 福祉の増進と住民自治・・・と言うのにも非常な違和感を覚える。たまたま私が知っている障がい児の放デイ事業だが、杉並区はなぜ障がい児に渡す時間がこんなに少ないのか。となりの中野区や練馬区とは比較にならないくらい少ない時間しか出ない。親が大変だからもっと時間を増やしてほしいと頼んでも増やさない。 | 区の事業に対するご意見かと存じますが、議員全員に伝え、共有させていただきます。 |
| 6 | ”自由かつ活発な討議を通して”について 議会を何回か傍聴しましたが、びっくりした。区長以下、昼寝をしたり、内職したり、スマホを見ている議員もいる。たまたまなのだろうが・・・気に入らない事にヤジをとぼしたり。この基本条例が決まるとこれらは改善されるのか。これからは真摯に活発な討議がされることを期待する。 | ご期待に沿えるよう努めていきます。なお、会議出席者は資料確認のため会議中のパソコンやスマートフォン等の使用は認められています。 |

| No. | 意見の概要 | 議会改革特別委員会の考え方 |
|-----|--|---|
| 7 | <p>前文には「杉並区議会は・・(中略)・・執行機関に対し、・・(中略)・・監視や評価を行っています。」とある。また、情報公開の推進や意思決定の透明化もうたっている。</p> <p>そこで、私が経験した情報公開の公正と、処分に不服の場合に行う審査請求の審査開始の遅れについて意見を述べる。私が情報公開請求した事例は障害者施策課に関するもので執行機関に関わるものだが、前文に議会は「執行機関に対し監視や評価を行っています」とあるので、ここに書かせてもらう。</p> <p>私は2019年11月29日に、障害者施策課が同年8月に行った(と同課職員から聞いている)ヒアリングの記録の情報公開を求めた。同年12月13日付で「実施機関は作成又は取得していないため、当該情報は存在せず、公開することができません」との可否決定通知書が来た。</p> <p>問題は2つある。一つは、情報公開の公正さについて。二つ目は、審査請求を行う場合の審査開始の遅滞について。</p> <p>一つ目の情報公開の公正さについて説明する。障害者施策課は同年9月5日に、8月に行われたと同課職員が言う「9月5日会議説明用(障害者施策課)◆校長及び教育担当部署からのヒアリング内容」というA4一枚の文書を、区民有識者等から成る「杉並区障害者差別解消支援地域会議」に提出した。私は、これが会議説明用であるため、この説明文書の元になったヒアリング記録を情報公開請求した。すると、14日後に上記のように「作成又は取得していないため」公開できないという通知が来た。常識的に考えて、A4一枚の簡単な「会議説明用」の文書を出しておきながら、その元になった「ヒアリングの記録」を「作成又は取得していない」ということがあるか。「会議説明用」の文章は何をもとにして作ったのか。もし本当に作成していないと仮定すると、次のように障害者施策課は職務不履行の責任を問われることになるのではないかと。この会議説明用の文書には、日時、氏名等具体的なことは一切書かれていない。この「会議説明用」の文書以外に記録がないとすれば、ヒアリングの日時も聴き取り対象者の氏名も、聴き取りを行った職員氏名も、どこにも記録がないことになる。これは職務不履行の責任を問われてもおかしくない事態である。作成していなかったら職務不履行を問われるような文書について、「作成していないから公開できない」と答えることは、情報公開の公正さについて区民に疑問を抱かせる。これは、情報公開制度の根幹にかかわるようなことではないだろうか。この条例では「情報公開の推進」を掲げている。区議会は執行機関に「監視や評価」を行う立場にあるとこの条例に書かれている。情報公開制度を骨抜きにするようなこのような事態に対し、議会としても「監視や評価」を行ってほしいと考える。</p> <p>二つ目の問題を説明する。私は上記の非公開の可否決定通知書もらった後、2020年3月6日に「非公開」の取り消しを求める審査請求を行った。1年9か月余り経過後、2021年12月21日付で、処分庁からの弁明書(同年12月9日付)が送られてきた。私は「反論書」を2022年1月12日付で審査庁に提出し、同年1月25日付で審査庁から、審査会に諮問したとの通知が来た。1年10か月経って、やっと審査会に諮問されたわけである。あまりにも遅い諮問である。結論が出るのは今後さらに遅くなる。私が情報公開を求めた事案は、高円寺小中一貫校特別支援学級に関するもので、同校は2020年6月にすでに開校している。情報公開の意味を失わせるようなこのような遅滞を改善する方策を考えてほしい。</p> | <p>執行機関の情報公開に対するご意見が主かと存じますが、監視や評価の役割を自覚し、議員全員に伝え共有させていただきます。</p> |

| No. | 意見の概要 | 議会改革特別委員会の考え方 |
|-----|---|---|
| 8 | <p>「杉並らしさ」と言うのは「みどりと水辺・・・」というのか。杉並区民が特に阿佐谷住民が、小さいながらも誇りとしていた「相沢の森」を区民の猛反対を押し切り、区の杉一小学校の土地と不等価交換をし、おしげもなく伐採している今、よくも言えると思う。</p> | |
| 9 | <p>「前文」の4～5行目の文言に異議がある。以下の下線部分である。 <u>＜その二元代表制のもと、杉並区議会は、「みどりと水辺、歴史ある道や街並み、そこに暮らす住民の活動や自治への取組」などの「杉並らしさ」を守りながら、＞</u> 杉並区政は上記下線部分とは真逆のことを行っている。一例をあげる。 阿佐谷北の杉一小、河北病院移転については、けやき屋敷の江戸時代から続く貴重な巨木の数々を伐採し、けやき屋敷周辺の砂利道（住民に愛されている歴史的な道）を潰そうとしている。 「みどりを守り、歴史ある道を守りながら」とは、どこから出てきた言葉か。 また、素案では「そこに暮らす住民の活動」を「守りながら」とあるが、阿佐ヶ谷住民はこの貴重なみどりがなくなることに反対し、なくさないよう様々な活動をしてきた。その住民の活動を無視、否定してきたのは杉並区政そのものである。 下線部分とは正反対のことを行ってきた杉並区政に対し、議会は了承してきた。＜「みどりと水辺、歴史ある道や街並み、そこに暮らす住民の活動や自治への取組」などの「杉並らしさ」を＞守らなかったのが、残念ながら杉並区議会である。 にもかかわらず、素案のような文言を書けば、あたかもそれらを守ってきたかのように区民に思わせ、区民をだますことになる。 以上の理由から、上記下線部分を削除することを求める。</p> | |
| 10 | <p>「杉並らしさ」を「みどりと水辺、歴史ある道や街並み、そこに暮らす住民の活動や自治への取組」と定義することに違和感を感じざるを得ない。 ＜対象箇所＞前文4.5行目 ～杉並区議会は「みどりと水辺、歴史ある道や街並み、そこに暮らす住民の活動や自治への取組」などの「杉並らしさ」を守りながら～ ＜修正案＞ ～杉並区議会は「杉並らしさ」を守りながら～ * “「みどりと水辺、歴史ある道や街並み、そこに暮らす住民の活動や自治への取組などの」を削除 ＜説明＞ 法律(条例)の前文については、前文自体が法規規範性を含むのか、それとも単なる政治的な宣言なのかその性質がしばしば問われる。 本条例素案の前文については、宣言としての抽象的な表現というよりも、条例全体を統括した内容になっているため、どちらかと言えば法規規範性を含むと見受けられる。 その際に悩ましい事として「杉並らしさ」＝「みどりと水辺、歴史ある道や街並み、そこに暮らす住民の活動や自治への取組」と正規に法令上(条例)で定義してよいものかどうかという点である。 特に気になるのは「みどりと水辺」「住民の活動」「自治への取組」という表現は、これまでの歴代の基本構想策定過程の議論でたびたび見られたフレーズであり、これらにはそれほど違和感はないが、一方「歴史ある道や街並み」というフレーズはここ30年ほど振り返っても見かけた記憶がなく唐突の感は免れない。ちなみに直近の基本構想の議論の題材として活用された区民アンケートでは、杉並区の特色については1位、利便性が高い 2位、治安がよい 3位、みどりが多いとなっていた。 区民の代表として構成されている区議会とはいえ、この機に「杉並らしさ」を正規に定義づけるには心もとないと考えたので、あえて「杉並らしさ」の具体的例示を削除して、この言葉を受け止めるひとりひとりの区民それぞれの「杉並らしさ」を各々に想像して頂くのがベターではないかと思う。</p> | <p>「杉並らしさ」の表現についてのご意見として、議員全員に伝え、共有させていただきます。</p> |

| No. | 意見の概要 | 議会改革特別委員会の考え方 |
|-------------------------|---|---|
| 11 | 区民から選挙で選ばれた議員で構成される区議会は、「区の最高意思決定機関として議論を通じて区政運営について決定する」「執行機関に対し、政策立案と提言及び監視や評価を行う」という定義はその通りと考える。前文の「緑と水辺、歴史ある道や街並み、そこに暮らす住民の活動や自治への取り組み」を「守りながら」とされているが、この理念はどこで、どう決定されたのか。区の再開発をめぐる議論、区民の要望を聞き入れない区議会運営を見ると、本当にこの理念が尊重されているのかは疑問である。「多様な区民及び議員の意見を尊重し」というのであれば、議会運営にはもっと現実的な記述があってしかるべきではないか。 | 素案の前文は、議会改革特別委員会において、協議の上、決定しています。ご意見として、議員全員に伝え、共有させていただきます。 |
| 12 | 開かれた議事機関として情報の公開を推進するというのも不思議。情報公開どころか、すべて黒ぬり、都合悪くなれば区長の日誌も毎日捨ててしまうのが杉並区の現状。言っていることとやっていることは真逆である。 | 執行機関の情報公開に対するご意見かと存じます。ご意見として、議員全員に伝え、共有させていただきます。 |
| 13 | 杉並区議会は「開かれた議事機関として情報の公開を推進するとともに、会議規則等にのっとり自由かつ活発な討議を通して、多様な区民及び議員の意見を尊重し、意思決定の過程の透明化を図ります。」と書いてある。情報公開の推進、多様な区民及び議員の意見の尊重が議会で作成する会議規則等により蔑ろにされないことを希望し、意見書を書く。 | ご意見に沿えるよう、議員全員に伝え、共有させていただきます。 |
| 14 | 「杉並区議会は開かれた議事機関として情報の公開を推進するとともに、会議規則等にのっとり自由かつ活発な討議を通して、多様な区民及び議員の意見を尊重し、意思決定の過程の透明化を図ります。これらの議会における責任と役割を明確に示すために、この条例を制定します」と書いてあります。とても素晴らしい文言である。今までとガラリと変わるという事か。 | ご意見に沿えるよう、議員全員に伝え、共有させていただきます。 |
| 15 | ”情報公開を推進する”について 今まで情報公開をしてもとても時間がかかり、黒ぬりで(プライバシーとか言われたが)公開なものだと思ふ部分も何が書かれているのかわからない事が多かったのを改善するという事だと期待して良いのか。 ”多様な区民及び議員の意見を尊重する”第4条に”区民の多様な意見の反映を図る”、”議会が保有する情報の公開、会議の公開及び情報提供の充実により、区民との情報の共有を図り、区民に対する説明責任を果たす”解説に”区民の知る権利を保障する”とても素晴らしい事が書いてある。ぜひぜひ今までと違い区民に情報公開して、知る権利を保障してほしい。必ず、この文言を実行してほしい。 | 区議会の情報公開は、杉並区議会情報公開条例に基づき、引き続き公開に努めていきます。 |
| 第3条(基本理念) | | |
| 16 | 美辞麗句ばかり。公平かつ公正な議論と述べているが、ある議員には露骨なヘイトスピーチをさせたりするのは良いのか。 | 法令遵守は当然のことです。議員の発言に関するご意見として、議員全員に伝え、共有させていただきます。 |
| 第4条(議会の運営及び活動方針) | | |
| 17 | 会議への参加を妨げる社会的障壁等の除去—と言っているが、私自身帽子をかぶっているのに区議会を傍聴できないで追い帰された。個人的に今は特別よしとなったらしいが、このように基本条例に書くのなら帽子は不可等のわけのわからない傍聴規定自体を改めるべき。 | 傍聴規則の見直しに関するご意見として受け止め、議員全員に伝え、共有させていただきます。 |
| 18 | 杉並区議会の議会費のHPの公開してほしい。 | 議会費は杉並区ホームページに掲載されている予算書に掲載されています。 |

| No. | 意見の概要 | 議会改革特別委員会の考え方 |
|---------------------|--|--|
| 第5条(議員の活動方針) | | |
| 19 | <p>近年、公職選挙法に違反する議員が後を絶たないことから、議員は同法を順守すべきことを盛り込むべきである。また、これも近年見受けられる、議員の軽犯罪法違反や公務軽視等の不祥事を、このような理念的・抽象的な内容で抑止し得るか、疑念を禁じ得ない。「区議の心得」としての、違反時の罰則規定を含めたより現実的・具体的な内容を盛り込むべきである。</p> | <p>議員の法律違反については、抵触するそれぞれの法律に基づき、また議会活動に関しては地方自治法及び会議規則の懲罰の規定に基づき、適切に対処されるべきものと考えます。</p> <p>懲罰には、公開の議場における戒告、公開の議場における陳謝、一定期間の出席停止、除名の4種類があります。</p> |
| 20 | <p>「選挙により選ばれた議員」をさらに重厚に表現したほうがよいと考えます。</p> <p><対象>(1) 選挙により選ばれた議員であることを自覚～</p> <p><修正案> 「選挙により選ばれた公職であることを自覚～」または「選挙により選ばれた公選職であることを自覚～」のどちらかとなる。</p> <p><説明> 昨今は地方議員の議会外での不祥事が頻発しているので、単に選ばれただけでなく「公」の言葉が重なることで、議会内はもとより、議会外での活動についても、さらに責任感に重みが増す表現になると思う。</p> | <p>議員の公職性の表記に関するご意見かと存じますが、議員全員に伝え、共有させていただきます。</p> |
| 第6条(議長及び副議長) | | |
| 21 | <p>近年、一方的・独断的な議会運営を行う議長や、職員への指揮監督に適切を欠く議長が散見される。こうした議長の怠慢や横暴を、このような理念的・抽象的な内容で抑止し得るか、疑念を禁じ得ない。「議長の心得」としての、違反時の罰則規定を含めたより現実的・具体的な内容を盛り込むべきである。</p> | <p>No.19の議員と同様、懲罰の規定は、議長に対しても適用されます。</p> |
| 第7条(会派) | | |
| 22 | <p>会派とは何か、特段の定義が存在しないにもかかわらず、議案への賛否を会派で無理に一致させ、個々の所属議員の判断を拘束したり、それに従い得ない所属議員が議案採決時に議場を退席したりする不要な慣習が、いまだに色濃く見受けられる。こうした慣習は、健全な民主主義にとって弊害であり、ただちに払拭されるべきことを盛り込むべきである。</p> | |
| 23 | <p>「交渉会派」を法文中に明記するべきであると考えます。</p> <p><修正案> 第7条3項 法に定められた議案提出権を充たす人員数が所属している会派を、交渉会派とする。 * 第7条に上記3項を追加する。</p> <p><説明> 杉並区議会は解説にあるように4人以上の定数が所属している会派を、交渉会派と位置づけている。交渉会派は、議会運営委員会理事会の構成や、本会議での代表質問ができるなど、通常の会派とは明らかに優位な権利を付与されるので、その存在と根拠を法文内に明記するべきだと思う。そのため新たに3項として追加した。</p> | <p>会派、交渉会派に関する認識は、様々あるため、ご意見として、議員全員に伝え、共有させていただきます。</p> |

| No. | 意見の概要 | 議会改革特別委員会の考え方 |
|----------------------|--|--|
| 第8条(区民との関係) | | |
| 24 | 「区民が議会活動に参加する機会の充実に努める」とは具体的にどういうことかがはっきりしない。区議会はもっと区民に開かれているべきと考える。そうした視点で議会基本条例の決定を望む。 | 区民の議会活動に参加する具体的な例として、「区政への要望、議員選挙、請願・陳情、議会の傍聴」を例示として解説に記載しています。 |
| 第9条(会議の公開) | | |
| 25 | 今まで「政務活動費調査検討委員会」は公開されたことがない。税金が原資である政活費を公的な議員活動に使用するわけだから今後からは会議が公開されるものと区民としては解釈する。 | ご指摘の会議は、会議規則に基づき、政務活動費の使途に係る事項等に関し、協議又は調整を行う場として設置されており、当条例第9条で具体的に定めておりませんが、ご意見として、議員全員に伝え、共有させていただきます。 |
| 第10条(広報活動の充実) | | |
| 26 | (議会に関する情報を広報紙の発行・・・)で積極的に発信すると書いてあるが、請願陳情の賛成反対の各議員の意志表示をなぜ公報に公表しないのか。しっかり公表してほしい。 | 請願・陳情の審査結果の公表に関するご意見として、議員全員に伝え、共有させていただきます。 |
| 27 | (広報活動の充実)第10条で「議会に関する情報を・・・積極的に発信する」ことで広報活動がより充実し、区民の関心や理解が深まる。今まで何度要求しても「請願・陳情の審議結果に関する議員の可否」を公開しなかったが、今後は公開するという議員の決意の表れと思う。 | |
| 第11条(区民意見の反映) | | |
| 28 | 「意味を失わせる遅滞」は議会でもある。杉並区では請願陳情の審査率が他区と比べても低く、放置されたまま次の選挙を迎えるとそれらの請願陳情は破棄されてしまう。「審査の遅滞」が請願陳情の権利を区民から奪う結果になっていることを、重く受け止めてほしい。 | 請願・陳情の審査状況に対するご意見として、議員全員に伝え、共有させていただきます。 |
| 29 | 条文に「請願及び陳情の適切な審査に努め」とあるが、「陳情」だけでなく「要望」「要請」「お願い」など、全国の自治体の例規集で見ると多様な言い回しがされていることなどを考慮して「請願及び陳情等」とすることを提案する。そうすることによって、杉並区議会は多様な意見表明にも適切な対応の用意があると表明していることになる。 | 請願及び陳情については、会議規則で定めており、同様な表記としておりますが、ご意見として、議員全員に伝え、共有させていただきます。 |

| No. | 意見の概要 | 議会改革特別委員会の考え方 |
|-----|--|--|
| 30 | <p>現行「杉並区議会会議規則 第90条(陳情書の処理)」にある「陳情書の内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理する」との文言を、本件条例案第11条に加えることを提案する。</p> <p>その場合、次の二つの案が考えられる。</p> <p>①第2項として「2 陳情書等の内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理する」を新たに策定する</p> <p>②第1項の「～適切な審査に努め、」の次に「陳情書等の内容が請願に適合するものは請願書の例により処理するものとし、」を挿入する</p> <p>というものである。</p> <p>＜このように提案する理由＞</p> <p>現在の地方自治法では、地方議会への請願には議員の紹介を必要とすると規定しているが、これは憲法16条が保障する請願権の行使を著しく阻害し、請願行為を委縮させるものであって、憲法違反であると一部の憲法学者が指摘している。しかし、憲法学界を初め法曹界でも請願権そのものについての関心が極めて低調で、そうした指摘を受けて議論した気配がほとんどなく、法改正の動きなど全く見込めない状況にある。</p> <p>その一方で、社会が複雑化し多様な価値観が容認される時代の趨勢によって、住民の意見・要望等を議会や行政に反映させる必要性は高まり続けている。</p> <p>そうした建前としての法と現実との剥離を埋め合わせる次善の方策としての役割を、この第90条が果たしていると評価できる。</p> <p>それだけに、同規定は「会議規則」だけでなく本件「基本条例」に編入するならば、杉並区議会が法の不備による請願権行使の阻害状況を実質的に是正し、憲法16条を実効あるものとする姿勢を保持していることを鮮明に示すものとなる、と思料される。</p> | <p>請願・陳情の制度のあり方に関するご意見として、議員全員に伝え、共有させていただきます。</p> |
| | <p>＜解説＞の「杉並区民以外でも提出することができます」という部分は、功罪相半ばする表記である。</p> <p>憲法に言う「何人も」に拠れば、一般に行政庁が言う「区民」に当たる「杉並区に住民登録をしている者」以外の「非住民登録者」である区内居住者にも、請願権はあるはずである。その点で「杉並区以外に居住の方でも～」という説明は、「非住民登録者も」という意味を跳び超えて杉並区外の居住者も権利行使ができると気付かせてくれるものとなっている。</p> <p>憲法16条の「何人も」には、「請願は居住地の官公署だけでなく、全国すべての官公署に対して請願ができる」ということも意味している。ただし、この＜解説＞の文言は「全国どこからでも」と拡大させる意味ではなく、「区外から杉並区内へ通学・通勤等をしている人も」ということを示そうとしたものかと思われるが、それだけでない意味を内包している読み取れるものである。そこで、そのような難しい意味を含む話になるのであれば、この説明部分は削除するという対応が考慮されるかもしれないが、もしそのようにされるとしたら極めて残念なことである。</p> <p>他の自治体議会の「請願案内」等をWEBで検索してみると、多くの自治体議会の「請願案内」は「県民」「市民」の権利であるように説明し、「何人も」の規定に反した説明を提示している状況にある。「全国どこに居住している人でも当該議会に請願が可能です」という意味に通じる説明になっているケースは極めて稀有である。</p> <p>それだけに、この記述部分を憲法16条の「何人も」の点など適正なものに修正して改めて公表された場合には、全国的にも請願権についての確かな認識を示し、広く請願権についての啓発に寄与する自治体の先駆けに杉並区が位置づけられることに通じることにもなると思われる。</p> | |

| No. | 意見の概要 | 議会改革特別委員会の考え方 |
|-----|--|---|
| 31 | <p>ちなみに、管見の限りだが、請願権(憲法16条)については、憲法学界でも極めて関心が薄く、憲法学の大御所と位置付けられている著名学者やその弟子筋の現役学者の『憲法逐条講義』等の文献でも、「国民の権利」とする記述が厳然と繰り返し継承され、今なお出版され続けている。そのために、それらの学者本人やその教え子たちが執筆している学校教科書では、小学校の社会科6年生用で請願権に触れていながら「国民の権利」と記述するものばかりである。中学社会科公民分野、高校公民科では「国籍を問わず」ということに言及しているのは各1点しかない。加えて年齢制限がなく、小学生からでも行使出来ることを触れている専門書は数点である。教科書でも中学、高校で各1点という状況です。教科書の大半が請願権を「国民の権利」と誤った記述をしていることは、専門的学術的観点で遂行されているとの教科書検定の場において、大学准教授クラスの学識者から選抜、任命されている公民分野担当の検定官(教科書調査官)も、憲法16条「何人も」について適正に認識できていないことを意味する。</p> <p>そうした惨状に加えて、専門書や人権問題中心の憲法の啓発書、それに教科書を含め、請願権のもう一つの特色「全国のどこの官公署・議会に対しても請願できる」ことを明示する解説を掲載した書籍は皆無である。</p> <p>以上の実情から、憲法16条に基づく請願権の適正な認識を広く社会全体に周知徹底する啓発行為の先頭に立つべき憲法学界の怠慢・不作為としか思えない状況の継続下にある今、杉並区議会が請願権についての基本条例と〈解説〉を吟味し、充実した表記のものを作成して公表することは、恥ずべき社会状況を是正する第1歩を、杉並区議会が刻むことになるものと思料する。</p> <p>付言すれば、憲法と同時に施行された請願法では、議会だけでなくすべての官公署、さらには天皇にまで請願権を行使できるとし、請願法第5条では「この法律に適合する請願は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない」と規定している。けれども、全国ほとんどの官公署の行政部門では、請願受理及び処理の規定の策定をしてなく、「誠実に処理」する準備は皆無の状況である。</p> <p>杉並区も同様である。試みにWEBで「杉並区」「請願」の2語をもって検索すると、「杉並区議会への請願の案内」のページになり、行政部局等への請願についてはそのような権利行使ができるとは気づけない仕組みになっている。全国47都道府県庁及びそれらの県庁所在市についても同様である(2021年4月現在)。</p> <p>ただし、沖縄県は最近になって、県庁HPに県知事(行政部門)宛の請願案内のページを開設したとの通知を受けた。私が琉球大学教育学部で社会科担当教員の養成に従事していた関係もあって、沖縄県議会にこの事態の是正を知事部局に求めて欲しい旨の「陳情」を提出しておいたものが、順次審査のためか提出から1年半後になって採択され、知事部局に趣旨が伝えられたことで、実現したものである。</p> <p>ちなみに、沖縄県議会に請願ではなく陳情の形で提出したのは、県議会の実情を知る人物から「請願だと紹介議員の党派色を強く意識されて内容の適否は二の次になる。沖縄県議会は、陳情を請願と同等に扱うとの規定があるから、陳情にした方が良い」との助言を得たことによっている。「請願」よりも「陳情」の方が実効的という指摘は前出2の「会議規則」90条に通じる話題である。</p> <p>ともあれ、47都道府県においてさえ、ようやく沖縄県が知事部局(行政部門)にも請願書を直接提出できることを、HPによる案内等で明示している程度である。それも添付資料で分かるように、県議会宛と知事部局宛と二通りの請願提出法があるとすぐには気づき難いものである。それでも、他県のHPに比べれば画期的ということになる。</p> <p>この視点を替えて、全国1600余の市町村の場合となると、行政部局宛の請願案内や処理規程の事例が存在するか疑わしい限りである。</p> <p>それだけに、杉並区議会が本件「基本条例」の審議を通じ、区長部局等(独立委員会も含め)行政部門への請願の受理及び処理態勢の整備と住民へのそれらについての啓発に取り組むように勧告、要請をされるならば、この件でも多くの自治体にモデルケースを提示することになる。</p> <p>ここにも区議会の役割が存在していると、思料される。</p> <p>それに、直接区長部局へ請願できることの案内とその受理及び処理規定等が整備されることは、議会宛請願の量的減少をもたらすことになり、区議会全体の負担の軽減にも繋がる。</p> <p>これら意見(提案)について、検討されることを希望する。</p> | <p>請願制度のあり方に関するご意見として参考にするため、議員全員に伝え、共有させていただきます。</p> |

| No. | 意見の概要 | 議会改革特別委員会の考え方 |
|-----|--|--|
| 32 | (請願・陳情の補足説明の機会を設けることができます)とある。請願者・陳情者本人に説明させるというのだが、なぜ会議の中でさせないのか。なぜ、わざわざ休憩にして、その中で説明させるのか。議会記録に区民の声は残したくないからか。区民を愚弄した政策と思う。基本条例の文言を「補足説明の機会を設けることができます」ではなく、「会議の中で設けなければならない。」と変えてほしい。 | |
| 33 | (区民意見の反映)第11条「議会は・・請願者又は陳情者による補足説明の機会を設けることができます」とあるが、この条文ではあくまでも補足説明の機会は議会が決定することになる。区民意見を反映するためには請願者又は陳情者の意思を尊重すべきある。従来のようにやっと実現した請願者又は陳情者の補足説明の場を開会中であるにもかかわらず休憩扱いにし、その上記録にも残さないという現状は議会が区民意見を軽視している証拠である。現状の補足説明ではどれだけ発言者が屈辱的な立場におかれているか、議員はわかるか。第11条は「議会は・・請願者又は陳情者の要求があった時は補足説明の機会を設ける。」と変更することを求める。 | |
| 34 | 第11条”区民意見の反映”の中で”議会は・・請願者又は陳情者による補足説明の機会を設けることができます”とある。この素案の中で、区民の意見の反映、尊重、知る権利の保障と何度も書かれているにもかかわらず、”補足説明の機会を設ける事ができます”とは、とても区民の意見を尊重するものではない。”必ず、説明の機会を設けま”とすべきである。”設ける事ができます”というのは、区民意見を聞くという姿勢とはほど遠いものである。 | 請願・陳情の審査は、提出された文書を基に審査を行うことが基本となりますが、本条は、審査にあたり長年慣例として行われてきた提出者の補足説明を条文に明記し、提出者の願意をより把握しようとするものです。補足説明の規定に関するご意見については、議員全員に伝え、共有させていただきます。 |
| 35 | 素案第11条1項と〈解説〉の第1項の説明に対し、意見提案をする。区民が請願陳情をするとき、「提出者が内容の説明をする機会を設けることができる」ということに関連したことである。 私は何度か陳情書を議会に提出したことがあり、文教委員会で「補足説明」をしたことがある。陳情の真意をわかってもらえるよう、議員の皆さまに直接訴えることができる制度は区民と議員の意思疎通のために良い制度だと思う。しかし、体験してみて、一点、この制度の在り方に納得できないことがある。 それは、私が委員会で述べた補足説明は、議事録のどこにも載っていない、ということである。 この矛盾を、私の体験から説明する。 私は2018年9月、陳情書を議会に提出した。9月21日に文教委員会で陳情審査が行われ、冒頭に補足説明をし、資料も配らせていただいた。この時私は資料の説明も行い、質疑応答もあった。これらの質疑応答や資料説明はその後の陳情審査の出発点になったものである。しかしそれらは、議事録上は何も記載されていない。これでは、議事録から内容を詳しく知ろうと思っても議事を正確に追えない。 補足説明を議事録に載せないことは、議事を正確に追えないという議事公開の原則に反することである。 前文にある「開かれた議事機関として情報の公開を推進するとともに、・・(中略)・・意思決定の過程の透明化を図ります」という文言が現実のものとなるよう、補足説明を議事録に載せてほしい。〈解説〉の「委員会を一時中断し」の文言を削ることを求める。 | なお、当条例第11条第2項に規定する参考人や公聴会の制度が活用されれば、参考人や公述人の発言として会議記録に記載されることとなります。これまでも参考人制度を活用した事例があります。 |

| No. | 意見の概要 | 議会改革特別委員会の考え方 |
|-----|---|--|
| 36 | <p>〈解説〉に、完全なまちがいがありますので指摘する。この〈解説〉に「日本国憲法第16条で認められている国民の権利・・・」とあるが、正しくは「国民」ではなく「何人」もの権利である。これは大変重要なことである。「国民」と「何人」とのちがいを意識できない区の議員が、この基本条例を書いているのか。その無知に悲しくなる。〈解説〉ではあるが大切である。きちんと訂正してほしい。</p> <p>憲法16条の「何人」の権利を「国民」の権利に変えたのは「無知」によるうっかりか、「故意」の改竄か。改竄としたらその理由と責任者は。区ホームページ等で「国民」は間違いであり、正しくは「何人」であると訂正して下さい。訂正できないとしたらその理由を教えてください。</p> | |
| 37 | <p>この素案を読んで一番驚いたことは解説の◆請願・陳情◆の欄です。「請願は、日本国憲法第16条で認められている国民の権利の一つで」と書いてあったことである。憲法16条【請願権】「何人も・・・」とあり、国民という語はない。2022年1月1日発行の「杉並区議会だよりNo259」に「条例素案について様々な質疑が行われ」、12月3日に「全員協議会を開催し協議したと書いてある。区議会HPで「請願は、日本国憲法第16条で認められている国民の権利の一つで」と掲載することは区議会の見解ととらえる。杉並区議会は憲法の「何人も・・・」を「請願を国民の権利」として国民以外の請願は認めない、という立場に立ったのか。議会が憲法の規定をどのように解釈しているのか、とても疑問を持った。</p> | |
| 38 | <p>「請願が日本国憲法16条で認められた国民の権利の一つで、提出する場合は紹介議員が必要」と書いてある。憲法には「国民」という言葉はない。「中略・・・何人も・・・請願する権利を有し、何人もかかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない」と書いてある。「国民」と「何人も」は大きな違いがある。憲法をしっかりと遵守してほしい。「国民」は「何人も」へもどすべき。</p> | <p>【パブリックコメントに伴う修正】 請願は、日本国憲法第3章「国民の権利及び義務」の中で記載されていますが、ご意見の趣旨を踏まえ、 『請願は、日本国憲法第16条により「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。」と、保障されている権利です。提出する場合は紹介議員が必要です。』 と下線部分の表記に修正することとします。</p> |
| 39 | <p>「◆請願・陳情◆」の項の3行目の「請願は、日本国憲法第16条に定められている国民の権利の一つで」の文言には、下線部分に間違いがあります。</p> <p>憲法16条には「何人も・・・(中略)・・・平穩に請願する権利を有し、(後略)」とある。</p> <p>「国民」は「国籍を有する人」「国家を構成する人」であり、「何人も」は限定をつけない、「どの様な人であっても」の意味である。憲法には「国籍等にかかわらず、どの様な人でも請願する権利を有する」という内容が書かれているのに、素案では「国民が有する権利」と書かれている。素案では憲法を間違っ書いている。このようなことは許されない。この部分を訂正し、正しく憲法を引用してほしい。</p> | |
| 40 | <p>「請願は、日本国憲法第16条で認められている国民の権利の一つで」とあるが、「国民」と限定した表現をするのは誤りである。16条は「何人(なにひと)も」と規定しているので国民(日本国籍のある人)だけでなく外国籍等(無国籍者や国籍でない「朝鮮」を登録している人なども含め)にも関係なく「日本に居住しているすべての人に保証されている権利」である。この点、正確な説明に修正されるよう提案する。参考までに修正案を例示しておく。</p> <p>「～16条で認められている、日本国内に居住している外国籍の方を含め、あらゆる年齢の人々の基本的人権の一つです」</p> | |

| No. | 意見の概要 | 議会改革特別委員会の考え方 |
|-----------------|--|---|
| 41 | <p>区民から発進するもので議会で重要なものは、請願・陳情である。なぜ杉並区は区民からの請願陳情を非常にないがしろにするのか、私には理解できない。</p> <p>請願陳情について、杉並区は全く評価せず、4年間、審議せず放っておいて捨てている。区民の意見なぞきく必要はないと考えているのか。杉一小移転、河北病院・相沢の森との不等価交換など区民の大反対があっても一顧だにせず、強行している点を考えると、本当に区民の意見はききたくないんだと思わずにいられない。杉並区が区民の意見をこれからは積極的にとりあげる意図が、この基本条例からは全く感じられないのは残念。この条例では、これらもずっと区民の意見・請願陳情を無視できるからである。「参考」としてかいてある「会期不継続の原則」を活用して、4年たてば請願陳情を何ら審議せず消滅させることが出来るからである。</p> | |
| 42 | <p>【参考】「会期不継続の原則」が書いてある。杉並区の請願・陳情の審査率は非常に低く、23区の中で下位である。当然議員は「会期不継続の原則」のことを知りながら、会期中に審査をせず、会期が変わる時に大量の請願・陳情を廃案にしている。素案で区民意見の反映を明記しているからには今後はこのようなことは改めるのは当然である。他区では会期ごとに審査をして、持ち越さないようにしている。どうして杉並区ではできないのか。区民意見の尊重の</p> | <p>杉並区議会では、提出された請願・陳情が会期不継続の原則により廃案とならず引き続き審査できるよう定例会ごとに継続審査の手続きをしています。審査の状況に関しては、ご意見として、議員全員に伝え、共有させていただきます。</p> |
| 43 | <p>“会期不継続の原則”とあるが、杉並区では請願、陳情は審査されるものが非常に少なく、会期が終わる時に大量の請願、陳情を廃案にしている。つまり多くの区民の意見は無視されているという事。他の区では、会期ごとに審査して持ち越さないようにして、区民の意見を尊重しているようである。区民の陳情、請願を真摯に受けとめて、素案どおりに区民の意見を尊重してほしい。</p> | |
| 44 | <p>請願及び陳情の適切な審査に努め、とあるが「適切な審査」とはどういうものが不明。区民から出された請願や陳情は軽視されているのではないか。実際多くの請願・陳情が出されていると聞いている。そのほとんどは議会で取り上げられていない。付託された委員会ではなぜ審議されないのか。審議すべきと明記すべきではないかと考える。</p> | |
| 45 | <p>請願について紹介議員が必要なのか必要でないとかは、わかりやすくして欲しい。この文を読んで、いったい紹介議員は必要なのか必要ないのか分からない。</p> | <p>「請願は、…提出する場合は紹介議員が必要です。」との記述からご理解いただけるかと存じます。</p> |
| 46 | <p>請願権は憲法ではっきり定められているのだから、紹介議員が必要というのはなぜなのか。わからない。</p> | <p>地方自治法第124条に、請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない旨が定められています。</p> |
| 第13条(議決) | | |
| 47 | <p>「決算認定」と「決算の認定」とあるが語句を統一すべきであると考え。</p> <p>＜対象箇所＞第1項 ～予算、決算認定その他の～</p> <p>＜修正案＞ ～予算、決算の認定その他の～</p> <p>＜説明＞ 第4条(1)中の「決算の認定」、同13条1項の「決算認定」と類似表現については、どちらかに統一したほうがよいという趣旨となるが、修正案では13条1項の“決算認定”を“決算の認定”に改めた。</p> | <p>【パブリックコメントに伴う修正】 第4条の表記と統一し、第13条の表記を「予算、決算の認定その他の」に修正することといたします。</p> |

| No. | 意見の概要 | 議会改革特別委員会の考え方 |
|------------------------|--|---|
| 第16条(定例会) | | |
| 48 | 杉並区議会の会期のあり方を見直し、杉並区議会の通年会期を求める。 | 会期に関するご意見として、議員全員に伝え、共有させていただきます。 |
| 第18条(本会議) | | |
| 49 | ここには、非常に具体的に1億5千万円以上の工事とかいてある。それ以下でも税金は税金。無駄には使って欲しくない。この金額の根拠は説明して欲しいと思う。 | 「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」において1億5千万円以上の工事については、議会の議決が必要と定めています。 |
| 第20条(委員会の活動) | | |
| 50 | <p>2020年6月9日に文教員会で、私が提出した陳情の審査が行われた。その採決の数をめぐり、疑義が生じたことから、委員会での採決について改善する必要があることを痛感したので、そのことについて意見提案をする。</p> <p>6月9日文教委員会での陳情審査の裁決は「少数秘訣」だった。私たちは傍聴席から見ていて、賛成委員が3名であったことを確認した。1週間後の6月17日、私はある議員から、事務局からのプリントに「6月9日の陳情審査の採決で『賛成2』となっている」ことを知った。私を含めその時傍聴して採決を確認していた数人が議会事務局に行き、訊いたところ事務局の担当者は「賛成は2人である。目視で確認した」と言った。</p> <p>傍聴者の何人もが3人の挙手を見て確認している。3人とはくすやま委員、堀部委員、佐々木委員。何人もの人がよくみえる傍聴席から確認しているので間違いはない。しかし事務局はその後再調査することなく、そのままになっている。</p> <p>賛成者が2人か3人かで意見が分かれること自体、議会の信用性を失わせることである。</p> <p>なぜこのような事態が起こったのかを考えると、原因は一つ。採決時に「賛成者〇名」と委員長が明言しなかったためである。事務局によれば、採決時に賛否の人数を言わないことになっているとのことだった。これも不思議な慣行である。賛否の採決をとるとき、その数を言うのは当然のことである。</p> <p>前文には「(杉並区議会は)意思決定の過程の透明化を図ります。」と書かれている。委員会で賛否の数を明言すればそれは議事録に載り、会議に参加しない人にも知らせることができる。議会の意思決定の透明化となる。</p> <p>委員会での採決時には、賛否の数を明言してほしい。</p> | <p>ご指摘の点については、確認の方法がありませんが、委員会条例では、委員会の議事は出席委員の過半数で決することを定めており、採決の際、委員長は賛成者が多数か少数かを宣告しております。</p> <p>なお、本会議に準じて投票により表決を行い賛否の数を記録することは可能です。</p> |
| 第21条(質問・質疑及び討論) | | |
| 51 | 杉並区議会の運営方法について、文書による質問主意書、答弁書による方法を求める。 | ご意見として、議員全員に伝え、共有させていただきますが、会議規則に「執行機関等において、質問に対して直ちに答弁し難い事由があるときは、議長は、「答弁書の提出を要求することができる。」との規定があります。 |
| 52 | <p>質問・質疑及び討論については、現行に合わせて、委員会内での質問について追記する必要があると考える。</p> <p><対象> 第21条3項 ～議題について質疑を行い、意見を述べることができます。</p> <p><修正案> ～議題について質疑を行い、意見を述べることができます。また委員会の所管事項に関する執行機関からの報告について、質問することができます。</p> <p><説明> 第21条3項に文後に「また委員会の所管事項に関して執行機関からの報告について、質問することができます。」と追記する。杉並区議会では委員会中に執行機関からの報告事項に対して質問することができる方式をとっているため質疑だけでなく質問についても明記すべきとの趣旨となる。</p> | 会議規則に「委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。」との規定があり、「質問」の規定はありません。「質問」は、「区の一般事務」に関する「質問」として使用されています。 |

| No. | 意見の概要 | 議会改革特別委員会の考え方 |
|---------------------|---|--|
| 第25条(政務活動費) | | |
| 53 | 政務活動費について、なぜ公開しないのか。ホームページにすべての議員の使った分を公開し、いつでもだれでも見られるようにしてほしい。 | |
| 54 | (政務活動費)第25条2「政務活動費の交付を受けた…收支等の報告書を議長に提出しなければなりません」を「政務活動費の交付を受けた…收支等の報告書や領収書その他の証拠書類を議長に提出し、区議会HPで公開します。」と変更することを求める。 <解説>で「政務活動費の収支報告書や出納簿等は、議会事務局にて閲覧できる」となっているが、どうして議員自ら積極的に区議会HPで公開しないのか。2007(平成19)年度から領収書の添付が義務付けられた時から、世田谷区では区議会HPで収支報告書、会計帳簿、領収書その他の証拠書類を公開している。杉並区は区議会HPで収支報告書だけ公開し、他は情報公開請求をしてやっと開示するありさま。年額192万円の政活費の使途を議員自ら公開する制度を作成しない理由は何か。ましてや現在の様にコロナ禍の下では感染を心配しながら区民は閲覧の為、区役所へ行くことを求める区議会の方針を理解することはできない。第4条(3)「区民に対する説明責任を果たすように努める」と明記しているのだから議会自ら公開することは当然である。国税庁の民間給与実態統計調査によれば、年間を通じて勤務した非正規雇用の平均年収は175万円である。政活費がいかに高額か。使途についての説明責任は当然である。区議の報酬は1000万円以上あることに多くの区民は驚いている。 | 収支報告書や出納簿等は、議会事務局にて公開しており、閲覧することができます(領収書等は区議会情報公開請求の手続きが必要)。また、ホームページでは、収支報告書や手引き等を掲載しておりますが、ご指摘の点については、議会として、課題と認識しています。 |
| 第27条(議会の施設) | | |
| 55 | 議会の施設のうち「図書室」については法文中に明記したほうがよいと考える。 <対象>第27条 ~議員控室等を活用するものとします。 <修正案> ~議員控室、図書室等を活用するものとします。 <説明> 図書室については、解説にあるように地方自治法100条第19項にて設置を義務づけられており、本条文中の他の施設に比べて重きを置かれている施設となるので、“等”に含めて簡略化せずに、法文中に明記したほうが丁寧だと思う。 | 法による定めがなく議会活動に必要な諸室について、特に条例により明確化する趣旨から規定しています。 |
| 第28条(条例の見直し) | | |
| 56 | ”一定期間ごとに”の文言には何ら具体性がない。これでは見直し作業は放置しても何らの責も問われないということになってしまう。要するに単なるおかげの条文で残念。 | ご指摘を受け止め、議会運営について、適宜、議会改革特別委員会でも検証していきます。 |
| その他 | | |
| 57 | 今まで区から意見を求められて提出した。それらの意見は、区の方針にほとんどの人が反対している、区は(そんなの関係ない)と施策を勝手にどんどんすすめている。この意見もそういうむなしさを感じつつ書いて提出する。 | ご意見として、議員全員に伝え、共有させていただきます。 |